

今治市建設工事等指名競争入札に係る電子入札参加者心得

今治市が発注する建設工事等指名競争入札（競争見積を含む。）に係る電子入札参加者は、今治市契約規則（以下「契約規則」という。）及び今治市建設工事等電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）等のほか、契約条項・関係書類・工事予定現場等を熟知するとともに、下記の条項により入札に参加してください。

記

- 1 えひめ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により指名通知を受領後、電子入札システムにより速やかに受領確認書を必ず提出すること。
- 2 紙媒体での設計図書等の閲覧は、契約課においてすることができる。ただし、貸し出しは、原則行わない。
- 3 入札書は、電子入札システムにより、入札金額及びくじ番号を入力の上、入札書受付予定日時間に提出すること。入札書受付予定日時を過ぎると入札書の提出はできない。また、一旦提出した入札書等の返還・引換え・変更・取消しはできない。

なお、電子入札運用基準の規定により紙入札を認められた場合は、入札書等を紙媒体にて提出することができる。紙入札の取扱いは、電子入札運用基準の規定によるものとする。

- 4 入札指名を受けた者は、入札書の提出にいたるまでは、入札を辞退することができる。

指名を受け、入札を辞退しようとする者は、電子入札システムにより、入札書受付予定日時間に、辞退届を提出すること。

なお、やむを得ない事情により、電子入札システムで辞退届を提出できないときは、入札書受付予定日時までに次のいずれかの方法により提出することができる。

- (1) 契約課にファクシミリにて提出する。（後日、速やかに原本を提出のこと。）
- (2) 契約課に直接持参により提出する。

入札書受付予定日時を過ぎると辞退届の提出はできない。また、入札書提出後の辞退は認めない。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

ただし、入札書又は辞退届の提出がない場合は、無断欠席扱いとなり、その行為が複数回繰り返されるなど不誠実な行為とみなされるときは、今治市建設工事指名停止措置要綱に基く指名停止措置等の対象となる。

- 5 入札指名を受けた者で設計図書等に関する質問事項のある場合は、開札日の前週の月曜日までに（その日が市の休日に当たるときは、開札日の前々週の金曜日までに）質問事項を提出すること。提出方法は、原則、電子入札システムとする。また、持参及びファックスにより契約課へ提出することもできるが、その場合は、設計図書等質問回答書（別記様式第3号様式）を使用すること。ただし、別途指示がある場合はこの限りではない。
- 6 入札参加者が1者となる場合は、入札を不調とし中止するものとする。
ただし、市が認める場合はこの限りではない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、第1号については紙入札の場合に限り、工事費内訳書については提出を義務付けられている場合に限る。
 - (1) 工事費内訳書に入札者の記名のない入札
 - (2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
 - (3) 工事費内訳書の金額を訂正した入札
 - (4) 事前に公表された予定価格を超えた入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 工事費内訳書の提出を義務付けられているにもかかわらず、入札書に併せて工事費内訳書を提出しない入札
 - (7) 工事費内訳書及び入札価格詳細設計書（自社様式）の審査の結果、積算の妥当性を欠くものや、不審な点が認められる入札
 - (8) 工事費内訳書の合計金額と入札書記載金額が一致していない入札
 - (9) 工事費内訳書における見積金額に違算がある入札
 - (10) 明らかに連合によるものと認められる入札
 - (11) 上記のほか、契約規則、又は入札に係る条件に違反した入札
- 8 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができない。
- 9 開札は、所定の場所及び日時に行うものとする。その際、入札参加者で希望

する者は、開札に立ち会うことができる。

- 10 開札の執行を妨害した者は、退場を命じる。
- 11 入札者中、予定価格の制限の範囲内で最低価格（総合評価競争入札による入札で落札者を決定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）は最高評価値。以下同じ。）の入札をした者を落札者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札をした他の者のうち最低価格（総合評価落札方式の場合は最高評価値）の入札者を落札者とする。
 - (1) 低入札価格調査制度が適用される入札にあつては、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるもの
 - (2) 最低制限価格制度が適用される入札にあつては、それぞれの入札案件ごとに設けられた最低制限価格を下回る価格をもって入札をしたもの
 - (3) その他必要な調査の結果、市長が不適當であると認めるもの
- 12 予定価格の事前公表に係る入札は1回とし、他の件については、再度の入札を行う。
- 13 工事請負契約に係る入札において、調査基準価格（契約規則第23条に定める基準）を下回る金額で入札を行った者は、市の行う調査に協力しなければならない。
- 14 入札執行者が必要と認めるときは、入札の執行を停止し、若しくは取り消し、又は入札日時を変更できるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わない。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合で、当該者の入札価格が同価格であるときは、くじ（電子くじ）により落札者を決定するものとする。総合評価落札方式においては、同評価値の入札をした者が2以上いる場合で、当該者の入札価格が同価格であるときは、くじ（電子くじ）により落札者を決定し、入札価格が同価格でないときは、別途指定する日時に指定する場所で、くじにより落札者を決定するものとする。
- 16 入札者は、入札後、契約規則、設計書、仕様書、図面、契約条項、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 17 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約担当者に対し契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由

があるときは、その期間の延長を求めることができる。

- 18 落札者は、契約締結の申し出と同時に、契約金額の10分の1（調査基準価格を下回る価格で入札した者が落札者となった場合は10分の3）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 19 落札者が第17項に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は効力を失うものとする。
- 20 契約規則第32条第1項の事由により落札を取り消したときは、入札保証金等が市に帰属することとなったとき（契約規則第14条第2項）を除き、落札者の見積った契約金額の100分の5に相当する額の違約金を当該落札者から徴収する。ただし、真にやむを得ない事由があると認めるときは、当該違約金の全部又は一部を徴収しないことができる。
- 21 入札により落札決定した工事において、同一入札参加業者へは原則として下請させてはならない。
- 22 この心得に定めのない事項については、契約規則、電子入札運用基準その他の市の規定・関係書類等によるものとする。
- 23 この心得は、随意契約による見積合わせ及び今治市契約課が入札を執行する業務委託（測量、設計、地質調査等）の場合に準用する。

平成24年10月1日 制定

平成26年3月14日一部改正

平成26年10月17日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成30年2月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正